

議案第29号

つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和4年つくばみらい市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する条例第29条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及びつくばみらい市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第29条第4項から第6項まで又は第35条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和3年12月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。)において、特定幹部職員であった者は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、107.5分の15を乗じて得た額

(2) 基準日において、つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に規定する市長等であった者は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額

(3) 基準日において、前2号に掲げる職員以外の職員であった者は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額

3 基準日において、再任用職員であった者(給与条例第7条第9項に規定する職員をいう。)の前項第3号の適用については、同号中「127.5分の15」とあるのは「72.5分の10」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

令和3年の国の人事院勧告により引き下げが予定されていた令和3年度分の期末手当について、令和4年6月の期末手当からその引き下げに相当する額を減額するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例(平成18年つくばみらい市条例第71号)新旧対照表

改正案	現行
(課税額)	(課税額)
<p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢</p>

者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「10万円」とあるのは「125万円」とする。

者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「10万円」とあるのは「125万円」とする。